

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第31号

大阪市教育センター規則の一部を改正する規則案

大阪市教育センター規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

令和6年4月、「大阪市教育センター」は、大阪教育大学天王寺キャンパス内に移転し、教員の資質向上、新時代に求められる教育内容の研究・開発、エビデンスに基づいた教育施策の推進などを担う「大阪市総合教育センター」として新たに設置する。

また、学校以外の教育機関に関する規則（昭和32年大阪市教育委員会規則第11号）に定められている大阪市教育センターの事務分掌のうち、「教育相談に関すること」は、平成27年4月1日付けで削除されていたが、当該改正と併せて改正すべき規定が残っていた。

以上より、必要な規定整備を行うため、大阪市教育センター規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- （1）規則名称を「大阪市教育センター規則」から「大阪市総合教育センター規則」に変更する。
- （2）第1条で規定する「教育センター」を、「総合教育センター」に変更する。
- （3）教育相談について規定している第4条を削る。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第31号

大阪市教育局センター規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局センター規則(昭和59年大阪市教育局委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下同じ。)の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
大阪市教育局<u>総合教育センター</u>規則 (設置) 第1条 <u>総合教育センター</u>(以下「センター」という。)の執務時間は、次のとおりとする。 ただし、時宜により変更することがある。 午前9時から午後5時30分まで [削る] 第<u>4</u>条～第<u>6</u>条 [略]	大阪市教育局<u>教育センター</u>規則 (設置) 第1条 <u>教育センター</u>(以下「センター」という。)の執務時間は、次のとおりとする。 ただし、時宜により変更することがある。 午前9時から午後5時30分まで (教育相談) <u>第4条</u> センターが行う児童、生徒及び幼児の教育相談は、次のとおりとする。 (1) 精神発達に関すること (2) 性格及び行動に関すること (3) 学習指導に関すること (4) 進路指導に関すること (5) その他教育一般に関すること 第<u>5</u>条～第<u>7</u>条 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。